鹿角市

新卒Uターンや若者の就労を応援！

R8年度版

奨学金返還助成金



県制度と合わせ最大5年、100万円を助成！
奨学金の返還を助成します！





鹿角市内に居住し、奨学金を返還しながら就労されている方で「秋田県奨学金返還助成制度」を利用されている方に対し、市がさらに奨学金の返還を助成します！

市で最長5年間を助成

県助成期間（最長3年）

市助成対象期間（県助成＋2年）

※県は終了

助成加算分

秋田県奨学金返還助成　を受けている方
※一般分のみ

助成率
奨学金返還額に対する割合

鹿角市 1/3
秋田県 2/3

県に加えて
さらに助成！

【上乗せ助成】

助成額

県助成金の「一般分」対象期間と同じ期間

対象経費：
返還実績額の3分の1

年間
限度額 6万7千円

＋

助成期間延長分

秋田県奨学金返還助成が終了した方

助成率
奨学金返還額に対する割合

鹿角市 10/10

県助成が
終わっても
さらに延長！

【延長助成】
最長2年延長！

助成額

県助成金の「一般分」「未来創造分」の終了から2年以内の期間

対象経費：
返還実績額の10分の10

年間
限度額 20万円

対象要件

☐ 秋田県奨学金返還助成金の交付決定を受けた方

●県助成「一般分」の交付決定者
●R4.4月以降に初めて県助成金(「一般分」または「未来創造分」)の認定を受け、県助成金の補助期間が終了した方

☐ 申請時点で次のいずれにも該当する方

●市内に住所を有している方
●3年以上定住する意思を有している方
●市内において就労している者又は市内からの通勤が可能と判断される勤務地にて就労している方

☐ 市税を滞納していない方

対象外の方

（1） 国家公務員又は地方公務員として正規に雇用されている者。
ただし、正職員の給料表の適用を受けない会計年度任用職員及び臨時的任用職員等を除く。
（2） 独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等に正規に雇用されている者
（3） 勤務地の変更に伴い、住所地が変更され、本市に定住できないと認められる者

申請書類

申請に必要な書類	助成加算分	助成期間延長分
交付申請書兼実績報告書(様式第1号)	○	○
住民票の写し （発行から1か月以内）	○	○
納税証明書 （市税滞納税額のない証明用） ※コンビニ発行はできません。 ※必ず「市税滞納税額のない証明用」を取得ください	○	○
秋田県奨学金返還助成金交付決定書の写し	○	－
奨学金当貸付機関が発行する奨学金等の貸与額・返還額等を証するもの	－	○
就労証明書(様式第2号)	－	○
個人情報提供同意書(様式第3号)	－	○

【注意】 市の補助金申請は、「年度毎」に行っていただく必要があります。
対象となる方は毎年度、忘れずに手続きを行ってください。

令和8年度「鹿角市奨学金返還助成」確認チャート

秋田県（参考）

日本学生支援機構奨学金、秋田県育英会奨学金、鹿角市奨学資金等の奨学金貸与を受けた

↓

【県へ】 秋田県奨学金返還助成金の「認定申請」手続きを行った

↓

認定申請後に、県から「秋田県奨学金返還助成金　助成対象者認定通知書」が手元に届きます。 ※認定通知が届いた時点では、未だ市の申請は行えません。

【県へ】 秋田県奨学金返還助成金の「交付申請」手続きを行った

県の「奨学金返還助成認定通知」に従い、対象年度ごとに「交付申請」の手続きを行ってください。手続き後、県から「交付決定通知」が届きます。

鹿角市の申請を受ける前に、県の助成認定～交付申請の手続き（上記）を済ませる必要があります

鹿角市（政策企画課）窓口

「秋田県奨学金返還助成金」の交付決定を受けている/受けていた

いいえ →

はい ↓

注）「助成認定通知」とは異なります。
申請時には県の「交付決定通知」をお手元にご用意ください。

「対象要件」に該当する　※別ページを参照

いいえ →

はい ↓

鹿角市税に滞納をしていない

いいえ →

はい ↓

「対象外要件」に当てはまるものはない　※別ページを参照

いいえ →

はい ↓

あなたは【対象】となる可能性があります

制度を利用するには、申請が必要です。
申請については、市のHPに記載していますので、要件・提出書類について内容をよくご確認のうえ、お手続きください。

☐ 県助成「一般分」の交付決定を受けている方
「助成加算分」

☐ 県助成金の補助期間が終了した方
「助成期間延長分」

残念ですが

【対象外】です

注意事項

鹿角市の助成は「県の助成決定を受けている方」、
または「県の助成決定を受けたことがある方」が対象となります。
合わせて、「助成期間延長分」の交付を受けるにはR4年度認定以降の方が対象となりますので、
ご注意ください。

申請期限

①「助成加算分」申請期限

県助成金の交付決定	申請期限
R8.4月	R8.10月
R8.5月	R8.11月
R8.6月	R8.12月
R8.7月	R9.1月
R8.8月	R9.2月
R8.9月	
R8.10月	
R8.11月	
R8.12月	
R9.1月	
R9.2月	

申請期限の考え方

例）県の交付決定日：R8.4.20

鹿角市申請手続きの提出期限
R8.10.20

県の「交付決定通知日」の
タイミングにより、申請期限が異なります

●県助成「一般分」の交付決定を受けた日から**6か月以内**に申請してください。
毎年度の受付可能期間は2月までとなります。

ただし、県の交付決定を「10/1～3/31」の間に受けた方に限り、翌年度に申請ができるものとします。
提出のタイミングについては、上記の表を基本とし、詳細はお問合せください。

②「助成期間延長分」申請期限

●申請期限 ： 令和9年2月末

（提出方法）

申請書類を窓口に持参頂くか、郵送にてご提出ください。
なお、郵送する場合は、到着日が申請期限内に到着するよう、ご留意ください。

返還要件

※いずれかに該当する場合は助成金の取り消し、または返還を求めます

「鹿角市奨学金返還助成金交付要綱」

第7条（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

- 虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認められるとき
- 申請初年度の助成金の交付の決定を受けてから3年以内に転出したとき
- その他市長が返還の必要があると認めるとき

【申請・問い合わせ】

鹿角市総務部 政策企画課 かづのライフ班
TEL：0186-30-0208　メール：k-life@city.kazuno.lg.jp

「奨学金返還助成の件」
とお伝えください